

# かわにし労政ニュース

編集・発行：川西市市民環境部産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162/FAX 072-740-1332



## 兵庫県特定（産業別）最低賃金が改定されました。

兵庫県特定（産業別）最低賃金が、令和 2年12月に改正されました。  
最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生年月日
塗料製造業	973円	3円	令和 2年12月1日
鉄鋼業	964円	1円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	944円	2円	令和 2年12月6日
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	902円	2円	令和 2年12月1日
輸送用機械器具製造業	978円	3円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	903円	2円	同上
自動車小売業	901円	—	令和 元年12月1日
繊維工業	900円	1円	令和 2年10月1日
各種商品小売業	900円	1円	同上

地域別最低賃金	時間額	引上げ額	効力発生年月日
兵庫県最低賃金	900円	1円	令和 2年10月1日

### 最低賃金のQ&A



住んでいる県と働いている県が違うときは？

働いている場所の最低賃金が適用されます。

例えば、兵庫県に住所があり、大阪市内の事業所に通勤している人は、大阪府最低賃金が適用されます。



兵庫県の最低賃金に関するお問い合わせは

- ・兵庫労働局労働基準部賃金室 TEL 078-367-9154
- ・伊丹労働基準監督署 TEL 072-772-6224 (代)



# 70歳までの高年齢者就業確保措置(努力義務)が 令和3年4月から施行されます

働く意欲がある誰もが年齢にかかわらず、その能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る「高年齢者雇用安定法」が以下のとおり改正されました。

## これまでの高年齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保(義務)～

### ① 60歳未満の定年禁止 (法第8条)

事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。

### ② 65歳までの雇用確保措置 (法第9条)

定年を65歳未満に定めている事業主は、以下3つのいずれかの措置を講じなければなりません。

- 65歳までの定年引上げ
- 定年制の廃止
- 65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等)を導入

※継続雇用制度とは…雇用している高年齢者を本人が希望すれば定年後も引き続いて雇用する制度

※平成25年4月1日までに労使協定により継続雇用制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年3月31日までに段階的に引き上げなくてはなりません。(平成24年度改正法の経過措置)



## 改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保(努力義務)～

上記の65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、以下①～⑤のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講ずる**努力義務**を新設しました。(令和3年4月1日施行)

### <対象となる事業主>

- 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- 65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

### <対象となる措置>

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事務に従事できる制度の導入

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※④・⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります。

(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合はその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です)

改正法・高年齢者就業確保措置に関するお問い合わせは

- 兵庫労働局職業安定部職業対策課 TEL 078-367-0810
- ハローワーク尼崎 TEL 06-7664-8601



# 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになりました！

令和元年 12 月 27 日に改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が公布又は告示されました。この改定により、**令和 3 年 1 月 1 日から**は、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

## ＜改正のポイント＞

### 改定前

- ・ 半日単位での取得が可能
- ・ 1 日の所定労働時間が 4 時間以下の労働者は取得できない



### 改定後

- ・ 時間単位での取得が可能
- ・ 全ての労働者が取得できる

☞ 「時間」とは、1 時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは  
兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 078-367-0820



## ＜両立支援等助成金について＞

時間単位で利用できる有給の「子の看護休暇制度」や「介護休暇制度」を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなどの要件を満たした事業主には、**両立支援等助成金**が支給されます。

両立支援等助成金に関するお問い合わせは  
兵庫労働局雇用環境・均等部企画課 TEL 078-367-0700



育児や家族の介護が理由で会社を辞めずに働けるから、色々な制度があって助かるね！



# 障がい者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障がい者の雇用促進や安定に関する取り組みなどの優良中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主になることのメリット

- 認定マークを使用できます！
- 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！
- 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！  
日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります。  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください。
- 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！



企業と障がい者が、明るい未来や社会の実現に向けて「ともにすむ」という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

## 「認定事業主」になるには・・・？

都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です。

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



認定制度に関するお問い合わせは

- 兵庫労働局職業安定部職業対策課 TEL 078-367-0810
- ハローワーク尼崎 TEL 06-7664-8601

## 「パセオかわにし」をご存知ですか？

パセオかわにしは、個々の事業所では行えないような各種福利厚生事業を実施する、川西市で働く中小企業従業員の皆さまのための制度です。

<加入要件>

市内に主たる事務所、店舗、工場などがある  
従業員1人以上300人以下の中小企業の事業主。（ご加入は事業所単位）

<選べる2つのコース>

- ① 厚生事業のみの加入 会員1人あたり 月250円
- ② 厚生事業＋慶弔給付事業の加入 会員1人あたり 月400円

- 厚生事業…健康診断補助、スポーツ大会の開催、バスツアーの実施、旅行・宿泊補助、チケット等のあっせん、映画館の利用割引
- 慶弔給付事業…結婚、出産、入学等の祝金や、死亡弔慰金、各種見舞金



パセオかわにしに関するお問い合わせは

川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター（パセオかわにし）

〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所内 TEL：072-757-9700